

知立市道路占用料条例の一部を改正する条例_新旧対照表

(議案第15号、参考資料)

改正後				改正前			
別表（第3条関係） 道路占用料				別表（第3条関係） 道路占用料			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>990</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>950</u>
	第2種電柱		1,500	第2種電柱	1,500		
	第3種電柱		2,000	第3種電柱	2,000		
	第1種電話柱		<u>880</u>	第1種電話柱	<u>850</u>		
	第2種電話柱		1,400	第2種電話柱	1,400		
	第3種電話柱		1,900	第3種電話柱	1,900		
	その他の柱類		<u>88</u>	その他の柱類	<u>85</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	9	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき
	地下に設ける電線その他の線類	5		地下に設ける電線その他の線類	5		
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>860</u>	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>530</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>510</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,800</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>740</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>720</u>	
	広告塔	表示面積1平方メートル1	<u>2,200</u>	広告塔	表示面積1平方メートル1	<u>2,400</u>	

改正後				改正前					
			年につき				年につき		
	その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,800</u>		その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,700</u>	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき		<u>37</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>36</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>53</u>		<u>51</u>				
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>79</u>		<u>77</u>				
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>		<u>100</u>				
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>160</u>		<u>150</u>				
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>210</u>		<u>200</u>				
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>370</u>		<u>360</u>				
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>530</u>		<u>510</u>				
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,100</u>		<u>1,000</u>				
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートル 1 年につき		<u>1,800</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,700</u>	
法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	年につき	A に <u>0.004</u> を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	年につき	A に <u>0.005</u> を乗じて得た額
				階数が 2 のもの	A に <u>0.006</u>				

改正後				改正前				
げる施設	の	階数が3以上のもの	を乗じて得た額	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額	の	階数が3以上のもの	を乗じて得た額	
			Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額				Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		<u>1,100</u>	上空に設ける通路		<u>1,200</u>		
	地下に設ける通路		<u>660</u>	地下に設ける通路		<u>710</u>		
	その他のもの		<u>1,800</u>	その他のもの		<u>1,700</u>		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>		その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
以下「令」という。)	標識	1本1年につき	1,400	以下「令」という。)	標識	1本1年につき	1,400	
第7条第1号に掲げ	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>22</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>24</u>
		その他のもの	1本1月につ	<u>220</u>		その他のもの	1本1月につ	<u>240</u>

改正後					改正前				
る物件			き		る物件			き	
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき		<u>22</u>	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき		<u>24</u>
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき		<u>220</u>		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき		<u>240</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,200</u>		アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,400</u>
	その他のもの			<u>1,100</u>		その他のもの			<u>1,200</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき		<u>220</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき		<u>240</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>180</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>170</u>
備考 略					備考 略				

※下線は、実際に改正のある箇所のみ引いてあります。